

高知大学人文学部教授会声明

「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」 に反対します

政府は、現在開会中の第 186 回国会に「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」を提出し、会期中の成立を目指しています。私たちは、今回の法改正によって「大学のかたち」が変質し、大学の自治ならびに学問の自由が危機に陥るのではないかと、この声明を発するものです。

そもそも、今回の法改正の趣旨は、「ガバナンス改革の促進」、つまり、大学運営において学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整備することにあるとされています。その実態は、学長の権限強化の一環として学長補佐体制を強化する一方、これまで「重要な事項を審議する」¹と規定されてきた教授会の権限を、学生の入学・卒業・課程の修了や学位の授与といった教育・研究領域に縮小・制限し、学長の求めに応じて「意見を述べる」諮問機関的な役割へと変更しようとするものです²。また、国立大学法人の学長選考については「学長選考会議が定める基準により」の文言が追加され³、経営協議会については学外委員比率を過半数にする規定が盛り込まれる等⁴、学長選考や大学運営のあり方をも大きく変更しようとしています。

今回の法改正は、中央教育審議会大学分科会『大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）』（2014年2月12日）で示されたように、グローバル化やイノベーション創出の視点を踏まえて大学の機能強化を図るためであるとして、学長のリーダーシップによって予算・定員等の資源再配分や学部再編等を進めることが念頭に置かれています。確かに、こうした法改正によって、学長が学内権力を一手に握り、学長のトップダウン体制が制度的に保障されることになるのは間違いありません。一見すると、スピード感のある効率的な大学運営が実現できるように見えます。しかし、その反面、現場の教員で構成される教授会の権限は剥奪・縮小され、教育・研究の現場に即した大学運営（大学の自治）が損なわれるのは必至です。と同時に、学長の選出方法も、学長選考会議が主体となって決定権を握り、教職員の総意を示す学内意向投票が軽視・廃止されたり、運営面で、学長が恣意的に選んだ学外委員が経営協議会の多数派を占めることも想定されます。こうした「暴走」を防ぐチェック機能も、監事の役割を除けば、法案の中では一切想定されていません。

果たして、今回の法改正は、大学を、どのような方向に進めていこうとしているのでしょうか。学長への権力集中とは裏腹に、教職員や学生は大学運営の意思決定から完全に疎外され、学長による学部長指名を通じて学長のトップダウン体制が末端まで浸透することになるでしょう。そして、なんのチェックも受けないトップダウン体制が、簡単に「専制」「独裁」に墮するのは、歴史の教えるところです。さらに、国際競争力強化を掲げて無定見で中身の無い大学改革と大学間競争の中で、大学の教育・研究が学長のリーダーシップをテコに一時的な「国策」に翻弄される恐れも考えられます。個々の教員は、一方的な評価を通じて競争・選別を強いられ、「国策」の名の下に短期的な判断によって「無用」とみなされた教育・研究は、スクラップ対象となっていくことすら予想されます。学内権威

主義が確立し、教員・職員・学生という大学構成員による自治の制度的解体が進めば、教員の自由で創造的な教育・研究は萎縮することになり、学生の主体的な学びや成長は阻害されることになるでしょう。

このような流れは、学問や人類・社会の発展を危機的な事態に陥れることにはならないでしょうか。大学の自治や学問の自由は、戦前の国家権力による介入・弾圧という苦い経験から導き出された教訓ではなかったでしょうか⁵。また、3.11 東日本大震災・福島原発事故を経て、国策への奉仕の危うさと学問の自由の大切さが、改めて浮き彫りになったのではないのでしょうか。

私たちは、人文科学・社会科学の視座から、人間や社会に密着した教育・研究に日々取り組んでいます。その際の出発点は、人間存在や人間が形成する社会の多様性を評価し、それぞれの固有の価値を認めるところにあります。もちろん、学生も多様であり、彼らは日々成長を遂げていきます。個性的で成長著しい学生と日々関わりあっていくためには、個々の学生の目線に立ったきめ細かな教育を実践していくことが大切であり、それによって多くの学生が社会に対して主体的に貢献しようと志すようになります。

その意味で、大学運営は、教育・研究の自律性と下からの積み重ねが不可欠です。そして、そのあり方を実際に即して検討・改善する場が教授会であり、その議論を保障するものこそ、憲法 23 条に保障された「学問の自由」と「大学の自治」であります。未来に向けて自ら舵を切る大学改革について、私たちは決して怠るものではありません。しかし、学長に権限を集中し、一元的価値観に基づいて上からの改革を推し進めていけば、教育現場において真の意味での改革を実現することはできないのではないのでしょうか。

本来、大学とは、国策奉仕や職業訓練のためだけに存在するのではなく、人類や社会の自由で多様な発展を支えることを使命としています。そして、そのことが同時に、長期的には共同体の繁栄や共同体メンバーの幸福につながることは、上で述べたとおりです。そうであるからこそ、大学は、多様な構成員が自由で創造的な教育・研究を営み、それを土台に構成員同士の民主的な討議の中で運営される知的共同体として形成されてきたのです。学長によるトップダウンではなく、教職員や学生も含めた大学構成員の総意に基づく大学の自治は、学問の自由にとっても、さらには人類や社会の発展のためにも、不可欠な制度的条件であるといえます。

以上の理由より、私たち高知大学人文学部教授会は、大学の自治ならびに学問の自由、さらには人類や社会の発展を侵害しかねない今回の法改正に対して強く反対するとともに、国会において徹底審議の上で廃案とすることを強く要求します。そして、私たちの声明に対して、大学人のみならず、学生や市民をはじめとする多くの人々が賛同されることを、強く訴えます。

2014 年 6 月 18 日

第 447 回 高知大学人文学部教授会決議

¹ 学校教育法第 93 条。

² 学校教育法改正案第 93 条。

³ 国立大学法人法改正案第 12 条第 7 項。

⁴ 国立大学法人法改正案第 20 条第 3 項、同第 27 条第 3 項。

⁵ 例えば、沢柳事件や滝川事件の例が挙げられます。

前者は、1912 年に京都帝国大学総長の沢柳政太郎が大学改革を理由に 7 名の教授を専断で辞職させたところ、同大学の法科大学（法学部）の教員約 40 名が辞表を提出して抗議した事件です。この結果、沢柳総長は辞職し、教授の任免について教授会の同意が必要であるというルールや教員による学長選考の仕組みが、全国の大学に広まりました。

後者は 1933 年、その思想が反国家的であるという理由で、京都帝国大学法学部教授であった刑法学者の滝川幸辰に対して文部大臣が休職処分を下したところ、それに抗議して法学部の全教員が辞表を提出し、結局、滝川を含む複数の教員が辞職に追い込まれた事件です。